

青森県報

第二千九百四十四号

平成二十年
六月十一日
(水曜日)

目次

規則

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) …… 一

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高年齢福祉) …… 一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (保 險 課) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… (出 納 課) …… 二

公 告

肥料の登録…………… (食の安全・) …… 三

開発行為に関する工事の完了…………… (安心推進課) …… 三

右 同…………… (建築住宅課) …… 三

建設業者の許可の取消し…………… (同) …… 三

右 同…………… (東青地) …… 三

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改…………… (県青地) …… 三

正…………… (同 局) …… 四

規 則

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則

青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「認定試験」の下に「又は登録販売者試験(法第三十六条の四第一項に規定する試験をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「配置員」の下に「又は法第三十六条の四第二項の規定による登録を受けた者で県外において医薬品の販売等に従事している者」を、「書類」の下に「及び登録販売者試験の受験の申請に係る書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所		居宅サ ービスの 種 類	居宅サ ービス事 業を行 う	指 定 年 月 日	
	医療法人白 生会	五所川原市字旭 町二〇の六				訪問介 護
株式会社サ ポ ート株式 会社	東京都渋谷区本 町一丁目八の七	訪問介 護	ア ー ス サ ポ ー ト 株 式 会 社 八 戸 市 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	ア ー ス サ ポ ー ト 株 式 会 社 八 戸 市 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	八戸市大字売市 一字小侍二二五の 一	平成 二〇・五・一七
株式会社リ ハ ビ リ 堂	五所川原市字岩 木町一六の六	通所介 護	リハビリティ やすらぎデ イ サ ー ビ ス	五所川原市字岩 木町一六の六	"	

青森県告示第四百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者		名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の 所在地	あすなるライ フ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所			
株式会社オ ー ル ラ イ フ	八戸市大字 字蠅子一八の 六	居宅介護支 援事業所	ア ー ス サ ポ ー ト 株 式 会 社 八 戸 市 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	八戸市大字 字蠅子一八の 六	平成 二〇・五・一七
株式会社八代	弘前市大字南 富田町八の七	居宅介護支 援事業所	ア ー ス サ ポ ー ト 株 式 会 社 八 戸 市 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	弘前市大字南 富田町八の七	平成 二〇・五・一七

青森県告示第四百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所		介護予 防サ ー ビ ス の 種 類	介護予 防サ ー ビ ス 事 業 を 行 う	指 定 年 月 日	
	医療法人白 生会	五所川原市字旭 町二〇の六				訪問介 護
株式会社サ ポ ート株式 会社	東京都渋谷区本 町一丁目八の七	訪問介 護	ア ー ス サ ポ ー ト 株 式 会 社 八 戸 市 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	ア ー ス サ ポ ー ト 株 式 会 社 八 戸 市 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー	八戸市大字売市 一字小侍二二五の 一	平成 二〇・五・一七
株式会社リ ハ ビ リ 堂	五所川原市字岩 木町一六の六	通所介 護	リハビリティ やすらぎデ イ サ ー ビ ス	五所川原市字岩 木町一六の六	"	

青森県告示第四百八十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十年五月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
五所川原市大字姥范字桜木二五五
株式会社五所川原中央自動車学校

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十年六月三日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六〇号	肥料の種類 加工家きん ふん肥料	肥料の名称 醜酢ペレッ ト鶏ふん	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の 氏名又は 名称及び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木字並木 西一七の一 二
----------------------	------------------------	------------------------	--	----------------------------	---

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原一五の一及び一五の一六から一五の四三まで	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称） 北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一〇八 さくら不動産有限公司
--	---

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 五所川原市大字稲実字開野一八〇の一 から一八〇の一九まで	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称） 北津軽郡中泊町大字小泊字鮫貝一一〇 の二〇 有限会社 角田建設
---	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社袖谷組
- 二 代表者の氏名 袖谷 誠一
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師八五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第九八五号
- 五 取消年月日 平成二十年五月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 福田興業株式会社
- 二 代表者の氏名 福田 光男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市中佃二丁目七の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第四二二二号
- 五 取消年月日 平成二十年五月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年五月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中「南富田町体育センター」を「弘前市南富田町体育センター」に、「金属町体育センター」を「弘前市金属町体育センター」に改め、

弘前市中央公民館相馬館	大字五所字野沢四四の三	を削り、
弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター	大字独狐字山辺七二の一	を
弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター	大字独狐字山辺七二の一	に、
弘前市三省地区交流センター	大字三世寺字鳴瀬六八の三	を「西津軽郡鰯ヶ沢町大字種里町字前田」に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭